

うるま市監査委員告示第2号

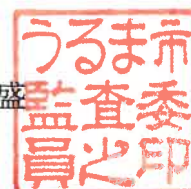
令和5年度財政援助団体等監査の結果に関する報告への改善措置の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通知があったので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月7日

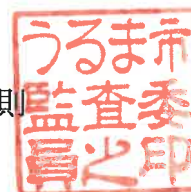
うるま市監査委員

沢紙 孝盛



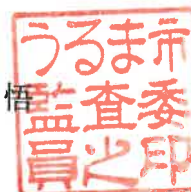
うるま市監査委員

豊濱 光則



うるま市監査委員

佐久田 悟



令和5年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
 (監査対象：令和4年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

| 項目 | 報告事項 | 措置状況 | 担当課 |
|-----|--|--|------------------|
| 1. | 補助金交付先団体（負担金支出団体含む） | | |
| (1) | うるま市PTA 連合会 | | |
| | ○是正すべき事項等 | | |
| | ○担当課に求めるもの | | |
| | ① 補助金交付要綱の遵守 | | |
| | <p>交付申請書、交付決定通知書、交付請求書、確定通知書について、令和2年5月26日に改正された「うるま市PTA 連合会補助金交付要綱」に基づく様式となっていなかった。補助金の申請から確定までの事務処理について、起案には、関係書類に加え交付要綱を添付するなど、内容が精査できるようにしたうえで決裁を行うよう業務の改善を求める。</p> | <p>補助金交付要綱を再確認し、今後の関係書類起案決裁の際には交付要綱を添付し、関係書類及び事業内容に不備が生じないように再発防止に努めます。</p> | |
| | ② 実績報告書の十分な精査 | | |
| | <p>補助金実績報告書に添付されている「補助金精算書」は、補助金充当額を確認できる内容となっているが、支出額を超過した額が充当されていた。補助金も公金であることを踏まえ、実績報告については、十分な精査を行っていただきたい。</p> | <p>実績報告内容に過充当等の不備が生じてないか、担当課において十分な精査を行います。連合会へ対しては、事業費を優先し補助金を充当するよう依頼を行っています。令和5年度の実績報告から対応予定です。</p> | |
| | ③ その他 | | |
| | <p>補助金交付申請書に添付されている予算書について、補助金充当額が確認できる様式への変更を検討していただきたい。補助金の交付にあたっては、「うるま市補助金制度に関する指針（平成18年11月（平成29年3月改訂）」に基づき、「補助金交付事務に関する留意事項」や「補助対象経費に関すること」など再度確認のうえ適切な運用に努めていただきたい。 また、過去の監査で指摘された事項については、早急に改善し、リスクとして再び顕在化しないよう努めていただきたい。</p> | <p>監査委員ご指摘のとおり補助金充当額が確認できるよ様式へ変更を依頼しています。令和5年度の実績報告から対応する予定です。</p> | 生涯学習文化 振興センター |
| | ○補助金交付先団体へ求めるもの | | |
| | ① H29年度の監査における指摘事項の改善 | | |
| | <p>(ア) 童話大会等への派遣費及び旅費の支給根拠がないまま支給されていた。規程で明確な根拠を定めたうえで支給していただきたい。</p> | <p>担当課から連合会へ対し、当該派遣費及び旅費規程を速やかに制定するよう依頼を行っております。</p> | |
| | ② 今後の団体運営について | | |
| | <p>(イ) 役員手当・報酬に係る所得税の源泉徴収が行われていなかった。法人格のない団体であっても源泉徴収義務者となるので適切に対応されたい。</p> | <p>担当課から連合会へ対し、他市PTA連合会の源泉徴収への対応を確認のうえ、うるま市PTA連合会においても適切に対応するよう依頼を行っております。</p> | |

令和5年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
 (監査対象：令和4年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

| 項目 | 報告事項 | 措置状況 | 担当課 |
|------------------|---|---|-------|
| (2) うるま市老人クラブ連合会 | | | |
| ○是正すべき事項等 | | | |
| ○担当課に求めるもの | | | |
| ① 補助金交付申請額の確認 | <p>概算請求額について、算出内容が確認できなかった。補助金の概算請求にあたっては、当初予算要求時に、単位老人クラブに対する均等割額・会員数割額等をあらかじめ定め、連合会や各支部における要求額も含めた金額を積み上げたうえで、必要な予算を確保し、申請内容の適否を判断して補助金を交付すべきである。うるま市老人クラブ活動促進補助金交付取扱要領の内容について見直しを検討していただきたい。</p> | <p>補助金交付申請額の確認について、当初予算要求時での算出根拠の更なる確認・精査を行い、真に必要な補助金を交付すべく努めます。 また、ご指摘の内容を踏まえ、老人クラブ活動促進補助金交付取扱要領の改正については、令和6年度交付に向けて交付団体と協議を図りながら見直しを検討します。</p> | |
| ② 実績報告書の十分な精査 | <p>実績報告書中の連合会、各支部及び単位老人クラブの活動実績報告書中に補助金申請時の事業内容とは異なる事業への補助金充当がみられた。 また、事業実績として記載されている歳末チャリティー寄付金の総額と歳入歳出決算書（通帳への記帳状況も含む。）との差額があったほか、当該決算書において前年度末の通帳残高と繰越額が一致しなかったことによる損金処理がなされている状況があった。 担当課は、実績報告書の内容を十分に精査のうえ、交付団体に対しては、適切な指導を行うよう努めていただきたい。</p> | <p>実績報告書の内容については、補助金申請時や実績報告時における確認を徹底するとともに、申請時の事業内容と異なる事業への補助金充当がないよう、交付団体へも指導を行います。 なお、本指摘事項については、交付団体事務担当者に対し、適切な管理運営を行うよう指導を行っております。 (令和5年12月13日)</p> | |
| ③ その他 | <p>うるま市老人クラブ連合会において、老人クラブ連合会監査規程第7条で「出納閉鎖は会計年度末の3月31日をもって締め切る。その後1週間の出納整理期間を置くものとする。」に対して、5月中旬まで出納整理が行われていた。規程に則した業務遂行ができるよう補助金の交付時期についても、団体と調整を行っていただきたい。 また、過去の監査で指摘された事項については、早急に改善し、リスクとして再び顕在化しないよう努めていただきたい。</p> | <p>老人クラブ連合会監査規程第7条に基づいた業務遂行に努めるよう指導しましたが、現実的に厳しいことを交付団体事務担当者より確認したため、今後は補助金の交付時期や規程の変更等も踏まえ、交付団体と調整を行い適正な事務処理に取り組みます。 また、過去の監査で指摘のあった事項については、交付団体等と協議を図りながら、改善に努めます。 (令和5年12月13日)</p> | 介護長寿課 |
| ○補助金交付団体に求めるもの | | | |
| ① 適正な決算整理 | <p>令和4年度決算において、決算額と現金に差額が生じていた。令和3年度に支出した分が当該年度の決算に反映されていなかったことから、令和4年度決算で損金として計上されていた。同一年度内の支出は、当該年度の支出として決算に反映すべきものであり、適正な現金管理と事務処理に努めていただきたい。 また、経理担当者が異動となる場合の事務引継ぎについては、適切に行われるよう取り組まれない。</p> | <p>今後の決算において、決算額と現金に差額が生じることはないよう、現行の現金管理体制と事務処理を見直し、適正な決算整理を行います。 また、交付団体事務担当者が異動（変更）した場合には、遅滞なく適切に事務の引継ぎを行い、団体運営に支障をきたさないよう努めます。</p> | |
| ② その他 | <p>役員手当・報酬に係る所得税の源泉徴収が行われていなかった。法人格のない団体であっても源泉徴収義務者となるので適切に対応されたい。</p> | <p>財政援助団体等監査の結果に関する報告を受け、交付団体事務担当者と今後の対応を検討しましたが、現体制での実施は困難な状況から、今後は支払調書を作成し、個人で所得申告の促しをするよう適切に対応することを確認しました。 団体支援の観点から、事務の改善を図れるよう交付団体と協議を行いながら適切な団体運営ができるよう支援します。 (令和5年12月13日)</p> | |

令和5年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告への措置状況について
 (監査対象：令和4年度補助金交付先団体及び公の施設の管理団体)

| 項目 | 報告事項 | 措置状況 | 担当課 |
|----|--|---|--------------|
| | <p>(3) 株式会社 レキオス (うるま市営住宅等指定管理者)</p> <p>○是正すべき事項等</p> <p>○担当課に求めるもの</p> <p>① 基本協定書について</p> <p>基本協定書を確認したところ、条文の内容重複や記載誤りがあった。指定管理者制度において、最も重要となる事項を記載し、双方において確認するための協定書なので、内容について改めて確認し、適正な事務遂行ができるよう努められたい。うるま市指定管理者ガイドラインでは、「基本協定書標準例」が定められていることから、当該標準例を参考に改定を検討されたい。</p> <p>② 年度協定書について</p> <p>(ア) 指定管理期間中の各年度において支払う指定管理料の金額や支払方法、維持補修費の額、その他確認が必要な事項等を定める年度協定書において、当該年度に必要なとする維持補修費の上限の定めはあるが、指定管理料の額の定めがなかった。また条文の記載誤りや解釈が困難な条文も見受けられた。基本協定書と同様、指定管理者制度における重要な書類となるため、再度内容の点検及び見直しを行い、早急に必要措置を講じるよう努められたい。</p> <p>(イ) 実績報告書等によると令和4年度の維持補修業務においては、年度協定書で定めた上限額を上回る支出となっていた。年度協定書の規定に基づき双方において協議を行ったうえで維持補修業務に対する追加の支払いは生じなかったとのことであるが、これらを証する協議書等は作成されていなかった。リスクマネジメントの観点からも、協議書等の書類を作成し、双方において確認を行うよう改善されたい。</p> <p>○指定管理者に求めるもの</p> <p>市営住宅等の指定管理者制度導入は、指定管理者に行わせている業務等において、適切に遂行されており、当該制度導入の目的である効果的かつ効率的な市営住宅管理がなされていた。今後とも、公の施設の設置目的に沿った管理運営の確保に努められたい。</p> | <p>基本協定書条文の内容重複や記載誤りについて、うるま指定管理者制度運用ガイドライン「基本協定書標準例」を参考に令和6年2月末までに改定を検討し、適正な事務遂行に努めます。</p> <p>(ア) 年度協定書について、指定管理料の額の定めや条文の記載誤り等について、うるま指定管理者制度運用ガイドライン「年度協定書標準例」を参考に見直し令和6年2月末までに改定に努めます。</p> <p>(イ) 維持修繕業務について、年度協定書で定めた上限額を上回る支出となる場合は、年度協定書の規定に基づき指定管理者と協議を行ったうえで、協議書等を作成し確認を行うよう改善します。</p> <p>指定管理制度導入の目的である効果的、効率的な市営住宅管理について、指定管理者と連携しこれまで同様、公の施設の設置目的に沿った適切な管理運営の確保に努めます。</p> | <p>施設保全課</p> |